

本会議のあらまし

令和6年館林市議会第2回定例会は、6月7日から24日までの18日間の会期で開かれました。
この定例会に市長から提案された議案等は、議案15件、報告2件で、審議の結果、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

条例の改正

▽館林市税条例の一部を改正する条例Ⅱ 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税において、寄附金税額控除の対象

特例に新たな項目が導入されたことにより、本市における対象資産の特例割合を規定するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

に、公益信託事務に関する寄附金を追加するため、また、固定資産税において、課税標準の特例に新たな項目が導入されたことにより、本市における対象資産の特例割合を規定するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市都市計画税条例の一部を改正する条例Ⅱ 地方

税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市計画税に適用される課税標準の

を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例Ⅱ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等における「3歳児」及び「4・5歳児」に対する職員配置の最低基準が見直されたため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例Ⅱ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における運営規程の概要等の重要事項について、従来の書面掲示に加え、インターネットを利用した閲覧ができるよう義務付けるほか、所要の改正

するもので、全員一致で可決されました。

▽館林市手数料条例の一部を改正する条例Ⅱ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、まず、建築基準法施行令において、接道規定及び道路内建築制限に抵触する既存不適格建築物について、長寿命化・省エネ等に伴う一定の改修工事であつて、特定行政庁が、市街地環境への影響が増大しないと認める場合は、現行基準の遡及適用対象外とする規定が設けられたことにより、認定申請手数料2万7000円を新たに追加するため、また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令において、住宅部分の建築物エネルギー消費性能基準又は建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合性の評価について、計算方法が確立されたことにより、申請手数料の区分を改めるほか、所要の

改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてⅡ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証が廃止され、群馬県後期高齢者医療広域連合において処理する事務に変更が生じることに關して、構成する団体間において同連合の規約を変更する協議を行うことについて、地方自治法の規定により、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽市道7250号線の路線廃止についてⅡ 開発行為により、市道の道路区域を変更するため、起終点の変更となる路線を廃止しようとするもので、全員一致で可決されました。